

別紙

忠岡町保育所徴収金（保育料）基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金（保育料）基準額（月額）		
階層区分	定義	乳児	1～2歳児	3歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
第2階層	母子世帯・父子世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	0	0	0
	上記以外の世帯	7,200		4,800
第3階層	母子世帯・父子世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	14,600		12,200
	上記以外の世帯	15,600		13,200
第4階層	第1階層を除き、前年度の市町村民税課税世帯	40,000円未満		21,600
第5階層		40,000円以上 103,000円未満		28,000
第6階層		103,000円以上 413,000円未満		28,000
第7階層		413,000円以上 734,000円未満		28,000
第8階層		734,000円以上		28,000
		83,200	66,400	28,000

★きょうだい同時入所の場合の保育料の額は、年齢の高い順に数え各階層保育料 全額、半額、0（免除）となります。
また、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している児童（きょうだい）も対象になるため、すこやか推進課まで連絡ください。

★保育料算定にあたっての所得税額について「住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除」の額は、適用しません。

0)
4歳以上児
円
0
0
4,800
12,200
13,200
21,600
22,900
22,900
22,900
22,900